

平成22年度福井県人事行政の運営等の状況

福井県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年福井県条例第9号）第6条の規定に基づき、平成22年度の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。

- ・知事部局、教育委員会、警察本部などの各任命権者からの報告に基づきその概要を公表しています。（P1～34）
- ・人事委員会から報告された業務の状況について、併せて公表しています。（P35～48）
- ・一部、平成23年4月1日現在の状況を公表しています。

1 職員の任免および職員数の状況

(1) 職員数の状況

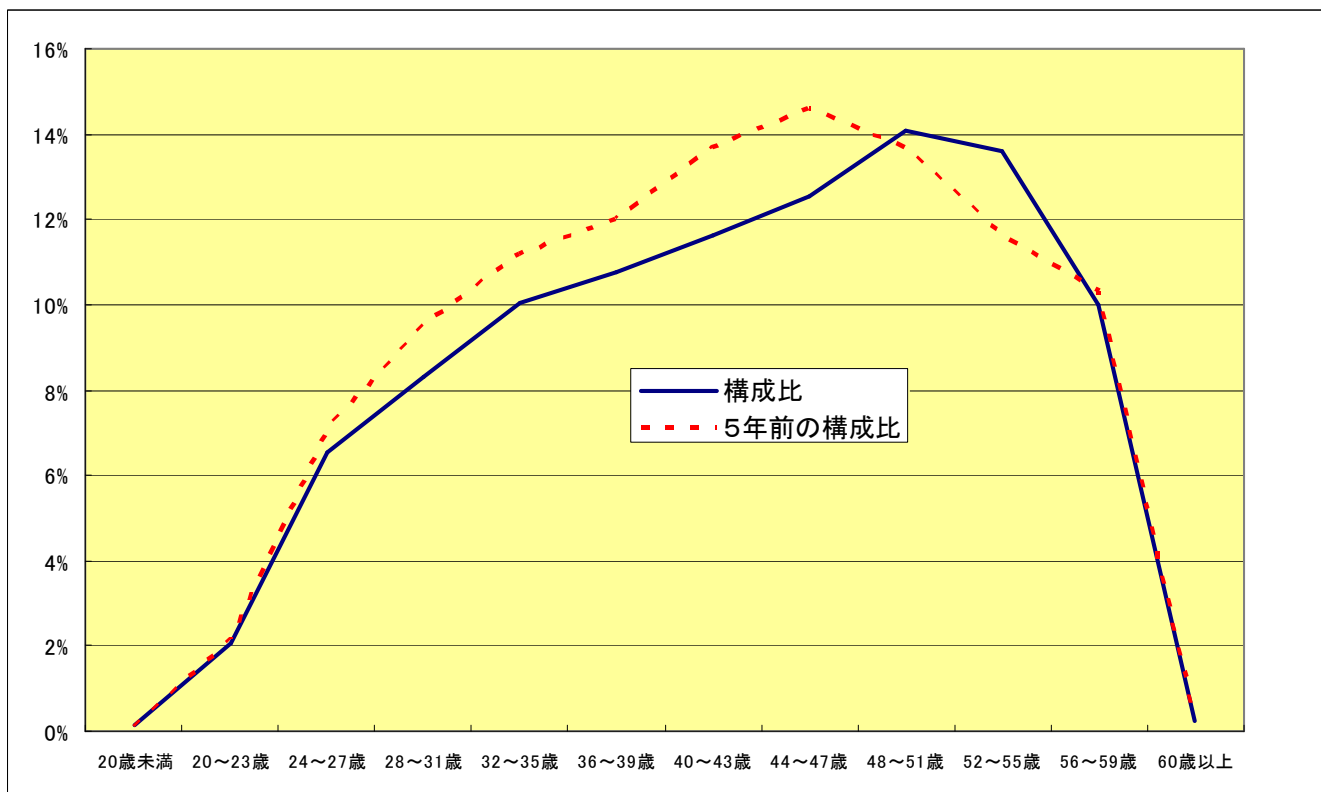
①部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
	平成22年	平成23年			
一 般 行 政 部 門	議 会	27	27	0	
	総 務	457	455	△ 2	APEC大臣会合準備業務の終了による減員等
	税 務	130	127	△ 3	県税相談業務の合理化による減員等
	労 働	50	47	△ 3	公益法人等派遣引揚げによる減員等
	農 林 水 産	749	739	△ 10	庁舎管理業務アウトソーシングによる減員等
	商 工	169	164	△ 5	公益法人等派遣引揚げによる減員等
	土 木	702	678	△ 24	公益法人等派遣引揚げによる減員等
	民 生	255	252	△ 3	調理業務アウトソーシングによる減員等
	衛 生	396	384	△ 12	陽子線がん治療センター開設準備業務の終了による減員等
小 計	2,935	2,873	△ 62		
特 別 行 政 門	教 育	7,788	7,716	△ 72	児童生徒数の減少に伴う減員等
	警 察	1,990	1,973	△ 17	警察事務の合理化による減員等
	小 計	9,778	9,689	△ 89	
公 営 企 業 等	病 院	903	928	25	陽子線がん治療センター開設に伴う増員等
	水 道	11	11	0	
	下 水 道	3	3	0	
	そ の 他	33	32	△ 1	公営企業業務の合理化による減員
	小 計	950	974	24	
合 計	13,663	13,536	△ 127		

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。

②年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	18人	279人	885人	1,127人	1,360人	1,454人	1,577人	1,699人	1,908人	1,841人	1,353人	35人	13,536人

③定員適正化計画の数値目標および進捗状況

ア 新行財政改革実行プランによる定員適正化目標

平成17年4月1日 職員数	平成23年4月1日 職員数	純減数	純減率
14,416人	13,696人	720人	5.0%

(参考)「第三次行財政改革実行プラン」における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成23年4月1日	平成28年4月1日	一般行政部門の職員数を3.0%（88人）削減

イ 新行財政改革実行プランによる定員適正化の年次別進捗状況（実績）

（各年4月1日現在）

区 分		17年 計画 始期	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	21年 4年目	22年 5年目	23年 6年目	18年～ 23年計	(参考) 削減目標
一般 行政	職員数	3,229	3,190	3,121	3,067	2,976	2,935	2,873	—	2,905
	増 減		△39	△69	△54	△91	△41	△62	△356 (109.9%)	△324 (△10.0%)
教 育	職員数	8,312	8,275	8,064	7,942	7,847	7,788	7,716	—	—
	増 減		△37	△211	△122	△95	△59	△72	△596	—
警 察	職員数	1,958	1,982	1,991	1,989	1,992	1,990	1,973	—	—
	増 減		24	9	△2	3	△2	△17	15	—
公営 企業 等会計	職員数	917	939	938	954	951	950	974	—	—
	増 減		22	△1	16	△3	△1	24	57	—
計	職員数	14,416	14,386	14,114	13,952	13,766	13,663	13,536	—	13,696
	増 減		△30	△272	△162	△186	△103	△127	△880 (122.2%)	△720 (△5.0%)

（注）1 計画期間は、平成17年4月～23年4月の6年間です。

2 「18年～23年計」の区分中（％）内の数値は、削減目標に対する進捗率を示しています。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画期間全体の職員増減数の累計を示しています。

2 職員の給与の状況

(1) 総括

①人件費の状況（普通会計決算）

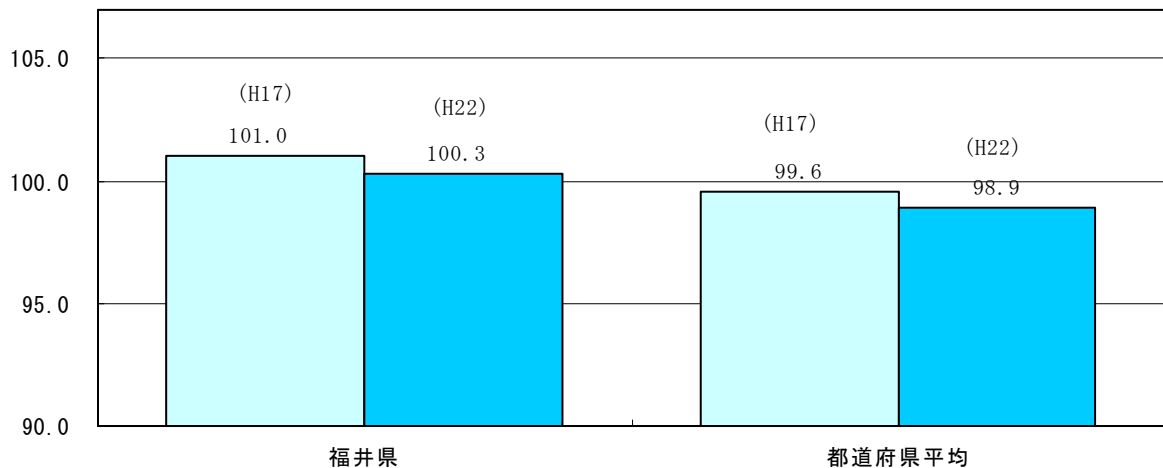
区 分	住民基本 台帳人口 (22年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成21年度 の人件費率
平 成 22年度	人 806,428	千円 495,635,161	千円 4,143,299	千円 122,786,312	% 24.8	% 24.8

②職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平 成 23年度	人 12,562	千円 56,458,846	千円 8,890,286	千円 20,449,195	千円 85,798,327	千円 6,830

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

③ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数

99.7

(平成22年4月1日現在)

(注) 平成22年4月1日現在における県の支給率と国基準の支給率により算出

- ※ 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	42.7歳	339,559円	412,630円

イ 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
福井県	47.0歳	296人	345,563円	391,592円
うち土木管理技術員	45.9歳	78人	347,375円	398,499円
うち校務員	46.5歳	57人	323,649円	357,676円
うち調理師	46.5歳	43人	351,127円	392,331円
うち自動車運転手	48.4歳	27人	356,826円	437,867円
うち農業技術員	49.2歳	25人	363,438円	402,351円
うち電話交換手	40.8歳	12人	305,553円	331,411円
うち守衛	47.6歳	7人	354,072円	401,712円

(注) 7人以上の主な職種について記載しています。

ウ 高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	44.0歳	388,737円	435,577円

エ 小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	44.6歳	386,865円	423,194円

オ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	40.9歳	334,975円	442,244円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

②職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区分		福井県	国
一般行政職	大学卒	178,800円	I種 181,200円 II種 172,200円
	高校卒	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	147,400円	—
	中学卒	139,400円	—
高等学校教育職	大学卒	199,700円	—
	高校卒	154,900円	—
小・中学校教育職	大学卒	199,700円	—
	高校卒	154,900円	—

警 察 職	大 学 卒	197,200円	I種 203,100円 II種 200,000円
	高 校 卒	164,700円	158,100円

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の様況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	258,204円	304,429円	369,398円
	高 校 卒	204,900円	263,456円	304,624円
技能労務職	高 校 卒	—	—	297,780円
	中 学 卒	—	—	—
高等学校 教育職	大 学 卒	309,751円	367,967円	404,079円
	高 校 卒	—	280,821円	—
小・中学校 教育職	大 学 卒	308,272円	364,067円	395,639円
	高 校 卒	—	—	—
警 察 職	大 学 卒	273,718円	332,145円	366,100円
	高 校 卒	246,100円	279,607円	329,413円

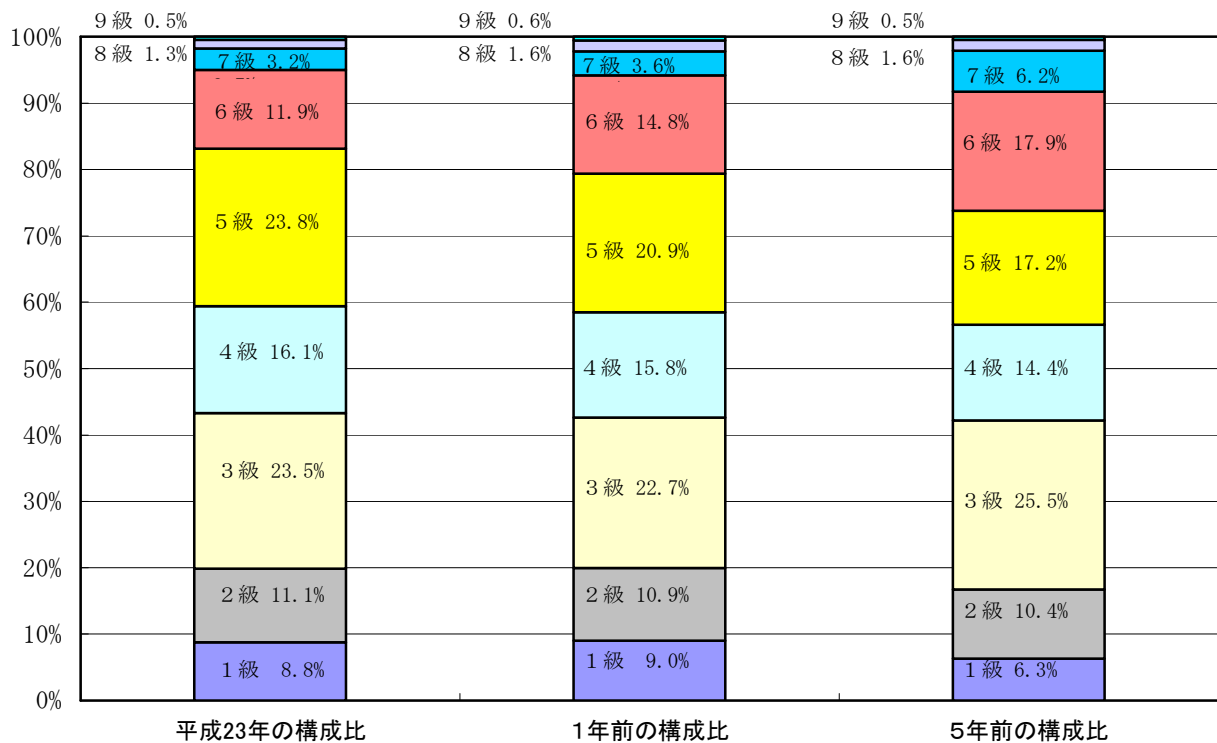
（注）該当職員が3人以下の各区分については、記載していません。

（3）一般行政職の級別職員数等の様況

①一般行政職の級別職員数の様況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	部長	14 人	0.5 %
8 級	企画幹	38 人	1.3 %
7 級	課長、参事	96 人	3.2 %
6 級	課長、参事	357 人	11.9 %
5 級	課長補佐	716 人	23.8 %
4 級	主任	484 人	16.1 %
3 級	企画主査、主査	706 人	23.5 %
2 級	主事	333 人	11.1 %
1 級	主事	265 人	8.8 %

- （注） 1 福井県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 構成比は小数点第2位を四捨五入しているため、計 100.0% になっていません。



②昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況 管理職（課長級以上）においては、平成19年10月から職員の仕事の成果や仕事の過程における行動・姿勢を評価する人事評価を実施しており、一般職（課長補佐級以下）においては、平成22年4月から実施している。
2 昇給への勤務成績の反映状況 管理職においては、平成20年度から人事評価結果を昇給に反映。 一般職においては、平成22年度から人事評価結果を昇給に反映。

（4）職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当

福 井 県			国		
1人あたり平均支給額（平成22年度） 1,602 千円			—		
（平成22年度支給割合）			（平成22年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
特定幹部職員	2.20月分	1.75月分	特定幹部職員	2.20月分	1.75月分
特定幹部職員以外	2.60月分	1.35月分	特定幹部職員以外	2.60月分	1.35月分
	(1.45)月分	(0.65)月分		(1.45)月分	(0.65)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%			（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1 勤務成績の評定の実施状況 管理職（課長級以上）においては、平成 19 年 10 月から職員の仕事の成果や仕事の過程における行動・姿勢を評価する人事評価を実施しており、一般職（課長補佐級以下）においては、平成 22 年 4 月から実施している。
2 勤勉手当への勤務実績の反映状況 管理職においては、平成 20 年 6 月期から人事評価結果を勤勉手当に反映。 一般職においては、平成 22 年 12 月期から人事評価結果を勤勉手当に反映。

②退職手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

福 井 県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	4,656千円	27,984千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成 22 年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成22年度決算）			931,320千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）			68,464円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	19人	18%	18%
大阪府大阪市	8人	15%	15%
医師・歯科医師	137人	15%	15%
愛知県名古屋市	1人	12%	12%
滋賀県大津市	1人	10%	10%
岐阜県岐阜市	1人	3%	3%
福井市	6,407人	1.3%	3%
福井市を除く福井県内	6,903人	1.3%	0%
海外他	12人	0%	0%
平均支給率		1.5%	1.6%

（注）「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）		821,077千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）		99,549円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）		38.5%	
手当の種類（手当数）		37	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
職員等の研修機関の教務に従事する職員の手当	消防学校または警察学校に勤務する職員	研修における実技訓練	日額550円
県税事務に従事する職員の手当	県税事務所、嶺南振興局税務部等に勤務する職員	県税の賦課徴収等に関する事務	日額870円
感染症防疫等作業に従事する職員の手当	健康福祉センター、県立病院、家畜保健衛生所等に勤務する職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症に汚染されている患者の看護、家畜伝染病の病菌に汚染されている家畜の飼育等	日額300円
精神保健指定医等の職員の手当	精神保健指定医および健康福祉センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく診察、精神保健法の規定に基づく在宅の精神障害者を訪問して行う相談指導等の業務	日額300円～340円
麻薬取締業務に従事する職員の手当	健康福祉部医薬食品・衛生課に勤務する職員	麻薬及び向精神薬取締法の麻薬取締員としての業務	日額550円
特殊病棟等に勤務する職員の手当	県立病院に勤務する理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、看護師、栄養士等	患者のリハビリテーション、人工透析、救急患者の看護、救急患者を収容するための病棟の入院患者の看護、精神病患者に直接接して行う栄養の指導等の業務	月額5,000円、日額240円または勤務1回につき240円
社会福祉業務等に従事する職員の手当	健康福祉センター福祉課、精神保健福祉センター、総合福祉相談所または特別支援学校等に勤務する職員	児童福祉や精神保健等に関する相談、指導の業務または入所者等の介助、指導の補助業務	日額250円～610円または月額4,800円
医療業務等に従事する職員の手当	健康福祉センター、県立病院、こども療育センター、精神保健福祉センター等に勤務する医師および歯科医師	医療業務または公衆衛生業務	月額150,000円以下
死体処理作業に従事する職員の手当	県立病院に勤務する職員および警察の職員	人の死体の解剖、検視等の作業	1体につき1,600円～3,200円
放射線取扱作業等に従事する職員の手当	健康福祉センター、こども療育センターまたは県立病院に勤務する診療放射線技師、原子力環境監視センターにおいて放射性同位元素または人体に有害な放射線を使用して行う試験研究業務に従事することを常例とする技術職員等	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業、放射性同位元素等を使用して行う試験研究業務等	日額240円～480円
危険な細菌の研究等に従事する職員の手当	健康福祉センター、衛生環境研究センターまたはこども療育センターに勤務する病理細菌技術職員等	危険な細菌の研究、検査の業務等	日額300円～410円
夜間看護等に従事する職員の手当	県立病院、こども療育センターに勤務する看護師、助産師等	正規の勤務時間における看護等の業務のうちその一部または全部が深夜において行われる業務等	勤務1回につき1,620円～3,300円
潜水作業に従事する職員の手当	水産試験場または栽培漁業センターに勤務する職員もしくは警察の職員	潜水作業	1時間につき320円～1,550円

大型自動車等の道路上運転作業に従事する職員の手当	土木事務所に勤務する職員等	道路において大型自動車を1日40キロメートル以上運転したときまたは道路において大型特殊自動車を運転したとき	月額220円
用地交渉業務に従事する職員の手当	農林総合事務所、土木事務所、ダム建設事務所等に勤務する職員のうち、用地交渉業務に従事する職員等	勤務公署以外の場所において行う、土地の取得、土地の取得に伴う物件の移転等の交渉	月額870円～1,300円
特殊現場作業に従事する職員の手当	農林総合事務所、土木事務所等に勤務する職員等	地上もしくは水面10メートル以上の足場の不安定な箇所、傾斜が40度以上で高さが15メートル以上の傾斜地で行う調査、測量、検査、監督等の作業等	月額350円～560円
災害応急作業等に従事する職員の手当	職員	県の管理する道路、河川等に豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に行う巡回監視、災害警備、遭難救助等の作業	月額710円～1,740円
危険薬剤または有害物質の取扱作業等に従事する職員の手当	衛生環境研究センター、農業試験場等に勤務する職員	特に危険性を有する薬剤を取り扱う業務または人体に有害な物質の発生を伴う業務等	月額230円
家畜等取扱作業に従事する職員の手当	畜産試験場、家畜保健衛生所および健康福祉センターに勤務する職員	精液の採取のために種雄畜を制する作業、犬の捕獲または処分の作業	月額240円～540円
家畜保健衛生業務に従事する職員の手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法に掲げる家畜保健衛生所の事務	月額1,080円または月額22,700円
牧場業務に従事する職員の手当	県営牧場に勤務する職員	飼養管理、繁殖および草地の維持管理等牧草の管理に係る作業	月額640円
爆発物取締等作業に従事する職員の手当	安全環境部危機対策・防災課に勤務する職員または警察の職員	火薬類、高圧ガス等の取締作業、特殊危険物質（サリン等）の処理作業等	月額250円～5,200円
教育施設の教務等に従事する職員の手当	看護専門学校において教務に従事することを本務とする職員および産業技術専門学院に勤務する職業訓練指導員	看護専門学校の学生に対する講義等または職業訓練施設の訓練生の職業訓練	月額480円または給料月額7/100
高等学校の定時制教育または通信教育に従事する職員の手当	定時制または通信制の課程に関する校務を本務とする教諭等	定時制教育または通信教育に係る業務	給料月額7/100
へき地学校等に勤務する職員の手当	へき地教育振興法に基づくへき地学校等に勤務する職員		給料および扶養手当の月額4/100～25/100
多学年の学級を担当する職員の手当	小・中学校の2以上の学年で編制されている学級を担当する教員	学級における授業または指導	月額300円～360円
高等学校の教員等の産業教育手当	農業、工業等に関する課程を置く高等学校に勤務する教諭等	実習を伴う農業、工業等に関する科目を主として担任	給料月額7/100
高等学校の全日制的課程および定時制の課程を兼任する職員等の手当	高等学校の全日制的課程を担当し定時制の課程を兼任する教員等	兼任に係る課程における授業等の業務	1時間につき930円
教員特殊業務に従事する職員の手当	教頭、教諭等	週休日等に学校の管理下において行う部活動における生徒の指導業務等	月額1,200円～6,400円
漁労作業に従事する職員の手当	実習船に乗り込むことを本務とする職員	漁労作業	1航海における漁獲物の販売額から販売手数料および経費を差し引いた額の18/100の額の範囲内で任命権者が定める額
航海実習の指導に従事する職員の手当	航海実習の指導を担当することを命じられた職員	実習生の航海実習の指導	月額2,160円

夜間の定時制の課程を置く高等学校の業務に従事する職員の手当	夜間の定時制の課程に関する業務に従事することを本務とする職員	午後5時から午後10時までの間において行う4時間以上の定時制の課程に関する業務	日額220円
教育業務の連絡指導に従事する職員の手当	教諭、養護教諭	教育についての連絡調整、指導および助言	日額210円
夜間特殊業務に従事する職員の手当	警察の職員	正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜において行われる業務等	勤務1回につき420円～1,280円
警察の職員の手当	警察の職員	私服職員の従事する犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕の業務等	日額220円～1,640円
航空業務に従事する職員の手当	安全環境部危機対策・防災課、防災航空事務所に勤務する職員、警察の職員等	航空機に搭乗し、航空機乗組員として行う業務等	1時間につき1,960円～5,250円
道路上の作業に従事する職員の手当	土木事務所に勤務する技能労務職員	計画的に実施される道路の維持、補修または道路上の大型の動物の死体の撤去作業	日額230円

⑤時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	2,717,979千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	453千円
支給実績（平成21年度決算）	2,816,647千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	472千円

⑥その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成22年度決算)
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 [月額30,600円～126,600円]	同じ (国:給料の特別調整額)		千円 921,912	円 692,646
初任給調整手当	医師、歯科医師および獣医師に支給 [月額5,000円～365,500円]	同じ		千円 434,329	円 3,193,598
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 [月額:配偶者13,000円、その他の扶養親族1人当たり6,500円～11,000円]	同じ		千円 1,482,981	円 231,318
住居手当	賃貸住宅に居住する職員、自宅に居住する職員等に支給 [(1)借家の場合 ①家賃が21,000円以下の場合の月額家賃-10,000円 ②家賃が21,000円を超える場合の月額11,000円+(家賃-21,000円)/2(上限27,000円) (2)自宅の場合 月額2,500円]	異なる	1 借家の場合の支給要件 (福井県) 家賃が10,000円を超える場合に支給 (国) 家賃が12,000円を超える場合に支給 2 自宅の場合の支給額 (福井県) 支給額2,500円 (国) 支給なし	千円 529,491	円 101,416

通勤手当	通勤のため、交通機関を利用し、または交通用具等を利用している職員に支給 [1 電車・バスを利用する場合 運賃等相当額55,000円までは全額支給、それを超える部分は半額支給 2 乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて2,000円以上を支給 3 特急列車等を利用する場合 特急料金等の半額加算(20,000円を限度) 4 交通機関等と自動車等の併用者が常例として乗継地周辺の駐車場等を利用する場合 駐車料金等加算(3,000円を限度)]	異なる	1 電車・バスを利用する場合 (福井県) 運賃等相当額55,000円を超える部分は半額支給 (国) 運賃等相当額55,000円まで支給 2 乗用車等を使用する場合 (福井県) 上限額なし (国) 上限額24,500円 4 交通機関等と自動車等の併用者が常例として乗継地周辺の駐車場等を利用する場合 (福井県) 駐車料金等加算あり (国) 駐車料金等加算なし	千円 1,183,321	円 91,794
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、配偶者と別居し、単身で生活することを常況とすることとなった職員に支給 [基礎額23,000円に住居間の距離に応じた額(最高45,000円)を加算した額]	同じ		千円 83,349	円 259,654
寒冷地手当	寒冷積雪の度合の厳しい地域に勤務する職員に毎年11月から翌年3月まで支給 [月額7,360円～17,800円]	同じ		千円 62,498	円 64,100
特地勤務手当および特地勤務手当に準ずる手当	1 特地勤務手当 生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 [給料および扶養手当の月額4/100] 2 特地勤務手当に準ずる手当 特地勤務公署等への異動に伴って住居を移転した職員等に異動の日から起算して3年間以内の期間支給 [給料および扶養手当の月額2/100～6/100]	同じ		千円 5,902	円 118,037
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 [1時間につき勤務1時間当たりの給与額の135/100]	同じ		千円 433,551	円 128,765
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員に支給 [1時間につき勤務1時間当たりの給与額の25/100]	同じ		千円 212,263	円 109,583
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 [1回につき4,200円～20,000円]	同じ		千円 415,879	円 221,802
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給者が週休日および休日等に勤務した場合に支給 [勤務1回につき4,000円～12,000円]	同じ		千円 4,030	円 46,322
災害派遣手当	災害応急対策または災害復旧のため国の機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員が住所または居所を離れて福井県の区域に滞在することを要する場合に支給 [1日につき3,970円～6,620円]			千円 0	円 0
農林漁業普及指導手当	農林漁業等の普及指導事業に従事する職員に支給 [給料月額6/100]			千円 25,770	円 238,611

義務教育 等教員特 別手当	義務教育諸学校に勤務する教育職員に支給 [2,000円～8,000円]			千円 650,422	円 86,700
---------------------	--	--	--	---------------	-------------

(5) 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	知 事	1,170,000 円	(1,300,000 円)
	副 知 事	918,000 円	(1,020,000 円)
報 酬	議 長	882,700 円	(910,000 円)
	副 議 長	834,200 円	(860,000 円)
	議 員	756,600 円	(780,000 円)
期 末 手 当	知 事	(平成22年度支給割合) 2.95 月分	
	副 知 事	(平成22年度支給割合) 2.95 月分	
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 知 事	130万円×在職月数×0.60	37,440,000 円 (任期毎)
		102万円×在職月数×0.45	22,032,000 円 (任期毎)

- (注) 1 知事および副知事の給料については、平成23年5月12日から平成27年4月22日までの間、10%相当額が減額されており、()内は、減額前の金額です。
- 2 議長、副議長および議員の報酬については、平成23年5月12日から平成24年3月31日までの間、3%相当額が減額されており、()内は、減額前の金額です。
- 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6) 公営企業職員の状況

①工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益 または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成21年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 22年度	462,957	225,946	112,303	24.3	24.9

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
平成 23年度	12	53,398	10,931	19,877	84,206	7,017

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	46.8歳	392,407円	566,449円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県		
1人当たり平均支給額 (平成22年度)		
1,651千円		
(平成22年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.20 月分	1.75 月分
特定幹部職員以外	2.60 月分	1.35 月分
	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5~20%	
・管理職加算	15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成23年4月1日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
－ 千円			－ 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため、記載していません。

(ウ) 地域手当（平成23年4月1日現在）

支 給 実 績（平成22年度決算）			726千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）			60,508円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
福井市	1.3%	9人	1.3%
福井市を除く福井県内	1.3%	3人	1.3%

(エ) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）		140千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）		15,608円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）		19.1%	
手当の種類（手当数）		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	職員	勤務公署以外の場所において行う土地の取得等の交渉の業務	1日につき870～1,300円
	職員	地上もしくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所等において行う調査、測量等の作業	1日につき350円
	職員	企業局の管理するえん堤、配電施設もしくは送水施設に豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に行う巡回監視、応急作業等の作業	1日につき710円～1,620円
	職員	道路上で交通を遮断することなく行う道路の維持修繕、調査、測量等の作業	1日につき350円
	職員	掘削中のトンネルまたは発電所の水路内で行う調査、測量等	1日につき560円

職員	橋脚の基礎工事その他 港湾、河川等における工 事において、水面下で行 う調査、測量等の作業	1日につき350円
職員	落石、地すべり、資材の 落下等の危険等を伴う 現場で行う調査、測量等 の作業	1日につき350円
職員	湖上において船舶に乗 船して行う調査、測量等 の作業	1日につき350円
職員	高圧の配電線路または 機器の保守、調査、監督 等の作業	1日につき350円
職員	ダム本体内で行う点検、 水門の保守、点検、操作 等の作業	1日につき560円
職員	特に危険性を有する薬 剤を取り扱う作業	1日につき230円
職員	人体に有害な物質の発 生を伴う業務	1日につき230円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	4,292千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	358千円
支給実績（平成21年度決算）	3,329千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	277千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容 および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成22年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			— 千円	— 円
扶養手当				2,106 千円	210,600 円
住居手当				312 千円	52,000 円
通勤手当				1,284 千円	116,711 円
単身赴任手当				0 千円	0 円
特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当				0 千円	0 円
寒冷地手当				0 千円	0 円
休日給				64 千円	15,909 円
夜間勤務手当				0 千円	0 円
宿日直手当				0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当				0 千円	0 円

(注) 管理職手当は、支給対象者が3人以下のため、支給実績等を記載していません。

②水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成21年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 22年度	千円 2,316,432	千円 343,489	千円 202,067	% —	% —

(注) 職員給与費については総費用の外数である資本的支出に計上している給与費も含めています。このため職員給与比率を算出していません。

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 23年度	20	千円 87,043	千円 19,141	千円 32,198	千円 138,382	千円 6,919

(注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	43.8歳	358,806円	536,884円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県		
1人当たり平均支給額（平成22年度）		
1,536千円		
(平成22年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.20 月分	1.75 月分
特定幹部職員以外	2.60 月分	1.35 月分
	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5~20%	
・管理職加算	15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
－ 千円			－ 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため、記載していません。

(ウ) 地域手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（平成22年度決算）			1,274千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）			57,889円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
福井市	1.3%	10人	1.3%
福井市以外の福井県内	1.3%	12人	1.3%

(エ) 特殊勤務手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成22年度決算）			230千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）			19,154円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）			25.5%
手当の種類（手当数）			1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(6)の①のウの(エ)に同じ			

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	3,931千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	179千円
支給実績（平成21年度決算）	3,939千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	232千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容 および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成 22 年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成22年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			5,627 千円	803,853 円
扶養手当				2,286 千円	175,846 円
住居手当				978 千円	75,230 円
通勤手当				2,976 千円	141,691 円
単身赴任手当				0 千円	0 円
特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当				0 千円	0 円
寒冷地手当				0 千円	0 円
休日給				70 千円	14,050 円
夜間勤務手当				0 千円	0 円
宿日直手当				— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当				0 千円	0 円

(注) 宿日直手当は、支給対象者が3人以下のため、支給実績等を記載していません。

③宅地造成事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益 または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成21年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 22年度	706,294	△9,875	61,299	—	—

(注) 職員給与費は資本的支出に計上しており、総費用の外数です。

このため職員給与比率を算出していません。

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
平成 23年度	8	29,308	5,586	10,455	45,349	5,669

(注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。

2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	40.6歳	329,735円	500,712円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県		
1人当たり平均支給額（平成22年度）		
1,466千円		
（平成22年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.20月分	1.75月分
特定幹部職員以外	2.60月分	1.35月分
	(1.45)月分	(0.65)月分
（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5～20%	
・管理職加算	15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成23年4月1日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
－ 千円			－ 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため、記載していません。

(ウ) 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）			436千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）			54,510円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
福井市	1.3%	8人	1.3%
福井市を除く福井県内	1.3%	0人	1.3%

(エ) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）			0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）			0%
手当の種類（手当数）			1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(6)の①のウの(エ)に同じ			

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	2,314千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	289千円
支給実績（平成21年度決算）	1,158千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	145千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容 および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (平成22年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			— 千円	— 円
扶養手当				— 千円	— 円
住居手当				402 千円	100,500 円
通勤手当				764 千円	95,445 円
単身赴任手当				0 千円	0 円
特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当				0 千円	0 円
寒冷地手当				0 千円	0 円
休日給				150 千円	37,492 円
夜間勤務手当				0 千円	0 円
宿日直手当				— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当				0 千円	0 円

(注) 管理職手当、扶養手当および宿日直手当は、支給対象者が3人以下のため、支給実績等を記載していません。

④ 下水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益 または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成21年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成22年度	491,224	167,323	37,528	7.6	7.0

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
平成23年度	5	17,867	4,661	6,415	28,943	5,789

(注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福井県	37.6歳	305,289円	481,912円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県		
1人当たり平均支給額（平成22年度）		
1,203千円		
（平成22年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.20月分	1.75月分
特定幹部職員以外	2.60月分	1.35月分
	(1.45)月分	(0.65)月分
（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5～20%	
・管理職加算	15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成23年4月1日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため、記載していません。

(ウ) 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）			240千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）			48,024円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
福井市	1.3%	2人	1.3%
福井市を除く福井県内	1.3%	3人	1.3%

(工) 特殊勤務手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成22年度決算)			38千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)			9,480円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成22年度)			8.5%
手当の種類 (手当数)			1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(6) の①のウの(エ)に同じ			

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成22年度決算)	1,509千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)	216千円
支給実績 (平成21年度決算)	1,236千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成21年度決算)	206千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容 および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成 22 年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (平成22年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			— 千円	— 円
扶養手当				— 千円	— 円
住居手当				953 千円	238,200 円
通勤手当				1,161 千円	165,925 円
単身赴任手当				0 千円	0 円
特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当				0 千円	0 円
寒冷地手当				0 千円	0 円
休日給				— 千円	— 円
夜間勤務手当				0 千円	0 円
宿日直手当				0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当				0 千円	0 円

(注) 管理職手当、扶養手当および休日給は、支給対象者が3人以下のため、支給実績等を記載していません。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

平成22年度の職員の勤務時間は原則として次の表のとおりです。

勤務時間	8:30～17:15
休憩時間	12:00～13:00

※ 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員(警察本部等)は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇、休業制度の状況

平成22年度の職員の主な休暇、休業制度の状況は、次の表のとおりです。

なお、職員の休暇等については、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例や施行規則等で定められています。

区 分	期 間	平成22年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部
年次休暇	1年あたり20日	取得日数 平均9.1日	取得日数 平均9.2日	取得日数 平均4.1日
夏季休暇	5日以内	取得日数 平均4.4日	取得日数 平均4.5日	取得日数 平均3.1日
ボランティア休暇	5日以内	取得者 1人	取得者 62人	取得者 0人
病気休暇	90日以内 ただし、悪性新生物など人事委員会が定める疾病により療養を要する場合 180日以内 結核性疾患により長期の療養を要する場合 1年以内	取得者 126人	取得者 170人	取得者 59人
介護休暇	配偶者、父母、子などを介護する必要のある場合、連続する6月の期間内において必要と認める期間	取得者 5人	取得者 17人	取得者 0人
育児休業	最長で子が3歳に達する日までの期間	取得者 93人	取得者 146人	取得者 11人

※ 表中「知事部局等」には、知事部局、企業局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局を含みます。(以下同じ)

※ 年次休暇、夏季休暇、ボランティア休暇については、1年単位で付与されるため、平成22年(H22. 1. 1~H22. 12. 31)の取得状況を記載しています。

※ 病気休暇、介護休暇、育児休業の取得者数は、平成22年度中に休暇等を開始した者の人数を記載しています。

4 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

平成22年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計
知事部局等	0人	0人	94人	0人	94人
教育委員会	0人	0人	116人	0人	116人
警 察 本 部	0人	0人	27人	0人	27人
計	0人	0人	237人	0人	237人

※ 平成22年度中に分限処分を受けた職員数（延べ人数）を記載しています。

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことです。

平成22年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
知事部局等	6人	1人	1人	0人	8人
教育委員会	1人	0人	0人	0人	1人
警 察 本 部	2人	0人	0人	0人	2人
計	9人	1人	1人	0人	11人

※ 平成22年度中に懲戒処分を受けた職員数を記載しています。

5 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、その根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています（地方公務員法（以下「法」という。）第30条）。

さらに、次のような義務、禁止および制限事項が定められています。

- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（法第33条）
- ・ 秘密を守る義務（法第34条）
- ・ 職務に専念する義務（法第35条）
- ・ 政治的行為の制限（法第36条）
- ・ 争議行為等の禁止（法第37条）
- ・ 営利企業等の従事制限（法第38条）

（1）職務専念義務免除の状況

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（法第35条）とするものですが、福井県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例および職務に専念する義務の特例を定める規則（以下「規則」という。）でその免除が限定的に認められています。

平成22年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

区 分	事 由	平成22年度の承認件数		
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部
規則第2条 第1項	県行政と密接な関係を有し、県が指導育成を行うことを必要とする団体の事務に従事する場合	252 件	7 件	1 件
規則第2条 第2項	教育に関する他の事業または事務に従事する場合（教育公務員特例法第17条第1項）	0 件	61 件	0 件
規則第2条 第3項	当該地方公共団体の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0 件	0 件	0 件
規則第2条 第4項	地方公共団体の当局に対し不満を表明し、または意見を申し出る場合（地方公務員法第55条第11項）	0 件	0 件	0 件
規則第2条 第5項	不利益処分に関する審査の請求者または勤務条件に関する措置の要求者として出頭した場合	0 件	0 件	0 件
規則第2条 第6項	職務に関連のある国家公務員または他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	3 件	0 件	0 件
規則第2条 第7項	前各号に掲げるもののほか、人事委員会 が特に認める場合	7 件	59 件	0 件

※ 平成22年度中に職務専念義務免除申請を承認された件数を記載しています。

(2) 営利企業等従事許可の状況

営利企業等の従事制限とは、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」

(法第38条)とするものですが、営利企業等の従事制限に関する規則で許可の基準等が定められており、その許可が限定的に認められています。

平成22年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準 (営利企業等の従事制限に関する規則第3条)	平成22年度の許可件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
次のいずれにも該当しないと認める場合 ・ 職員の占めている職務と当該営利企業との間に特別な利害関係があつて、それにより不当な結果を生じ、または生じるおそれのある場合 ・ 職務の遂行に支障のある場合 ・ その他公務員として適当でないと認められる場合	23件	8件	1件

※ 平成22年度中に営利企業等従事を許可された件数を記載しています。

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

職員には、その勤務能率の発揮および増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとされています（法第39条）。

平成22年度の職員の研修の状況は、次の表のとおりです。

①知事部局等

区 分	研 修 名	研修期間	受講者数
職員一般研修	新規採用職員研修（前期）	5日	101人
	新規採用職員研修（後期）	5日	97人
	新規採用職員研修（看護・保育職）	3日	36人
	技能労務職員研修（前期）	3日	83人
	技能労務職員研修（後期）	3日	83人
	技能労務職員研修（PC）	1日	83人
	ステップ1研修	2日	87人
	ステップ2研修	2日	100人
	ステップ3研修	3日	86人
	ステップ4研修	2日	142人
マネジメント研修	トレーナー研修	1日	80人
	グループリーダー研修	2日	118人
	課長補佐研修	1日	82人
	参事級研修	1日	55人
	課長級研修	1日	52人
	部長・次長級研修	0.5日	51人
パワーアップ研修	仕事がさくさく進むタイムマネジメント	1日	40人
	仕事に活かすアイデアトレーニング	1日	11人
	NPO等との共働（協働）	1日	2人
	財務諸表	2日	15人
	公会計	1日	23人
	民法（総則、物権）	2日	11人
	民法（債権－契約）	1日	21人
	民法（債権－不法行為）	1日	11人
	行政法	1日	7人
	地方自治法	1日	7人
	政策法務	0.5日	15人
	地方自治体の訴訟法務	1日	8人
	わかりやすい資料作成技法	2日	18人
	行政関連統計の見方・使い方	1日	11人
	ファシリテータ	1日	12人
	クレーム対応	2回	21人
	プレゼンテーション	1日	22人
企画力向上	7回	171人	
特別研修	営業力向上	23回	451人

- ※ 職員一般研修とは、年齢階層ごとの役割変化に応じて、必要な知識、技能等を修得させるための研修です。
- ※ マネジメント研修とは、管理・監督の立場にある職員に対して、それぞれの職務に応じて必要な知識、技能等を修得させるための研修です。
- ※ パワーアップ研修とは、職務遂行上必要な専門知識の修得や技能の向上を図るための全職員を対象とした研修です。
- ※ 特別研修とは、高い専門性と政策立案能力を身に付けた職員の育成を図るための、全職員を対象とした研修です。

②教育委員会

区 分		研 修 名	研修期間	受講者数
指 定 研 修	基本研修	初任者研修	1年(25日+300時間)	131人
		幼稚園新採用教員研修	10日	26人
		5年経験者研修	3.5日	117人
		10年経験者研修(含幼稚園)	25日	134人
	主任等研修	教務主任研修	1講座 1日	41人
		研究主任研修	1講座 1日	19人
		教育相談・生徒指導主事研修	1講座 1日	11人
		養護教諭研修	1講座 1日	98人
		栄養教諭・学校栄養職員研修	1講座 1日	16人
		理科実習助手研修	1講座 1日	20人
		臨時任用講師研修	1講座 4日	114人
	管理職等研修	中堅教員研修	3講座 各3~4日	125人
		新任校長研修	1講座 4日	57人
		新任教頭研修	1講座 5日	67人
	経年管理職研修	1講座 1日	108人	
専 門 研 修	教科等に関する研修	幼稚園教育に関する研修	3講座 各1日	124人
		小学校の各教科に関する研修	26講座 各1~2日	532人
		中学校の各教科に関する研修	21講座 各1~2日	349人
		高校の各教科に関する研修	12講座 各1~2日	210人
		その他(校種を超えた研修)	6講座 各1日	110人
	教科以外の 課題等に関する研修	道徳教育	2講座 各2日	91人
		学級経営	1講座 1日	59人
		不登校対応	1講座 1日	27人
		教育相談関係	6講座 各1日	320人
		総合的な学習の時間	1講座 1日	14人
		食育	1講座 1日	28人
		人権教育	1講座 1日	13人
		学校評価	1講座 1日	75人
		幼小連携	1講座 1日	106人
		環境・エネルギー理解	1講座 1日	9人
		白川文字学	1講座 2日	36人
		N I E活動に関する研修	1講座 1日	46人
		情報教育に関する研修	21講座 各1日	667人
		組織マネジメント	2講座 各1日	38人
		メンタルヘルス	1講座 1日	57人
保護者対応	1講座 1日	74人		
教養研修	4講座 各1日	318人		

- ※ 基本研修とは、初任者および一般教員に対し、教職経験年数に応じ、必要とされる資質能力の向上を図るための研修です。
- ※ 主任等研修とは、主任等の教員に対し、職務等に応じて、教育上の課題を解決する能力や実践にかかわる専門的な能力の育成を図るための研修です。
- ※ 管理職研修とは、管理職の教員に対し、組織経営についての見識の確立と考察力の育成

を図るための研修です。

- ※ 教科等に関する研修とは、一般教員に対し、各教科（産業教育を含む）に関する専門的な知識、実践的な指導力など、必要とされる資質能力の向上を図るための研修です。
- ※ 教科以外の課題等に関する研修とは、一般教員に対し、教科以外の学校教育諸活動に関して、必要とされる資質能力の向上を図るための研修です。

③警察本部

区 分	研 修 名	研修期間	受講者数
警察大学校	警察運営科	3 週	4 人
	警部任用科	3 月	13 人
	課長補佐任用科	2 週	2 人
	教官養成科	4 週	4 人
	専科	1 週から 1 月	43 人
	指定職種任用科	1 週から 2 週	6 人
	研究科	2 週から 2 月	4 人
	研修科	2 週から 3 月	3 人
特別捜査幹部研修所	特別捜査幹部科	4 月	1 人
	捜査幹部養成科	2 週	1 人
国際警察センター	語学研修科	1 月から 1 年	10 人
管区警察学校	警部任用科	2 週	7 人
	警部補任用科	8 週	25 人
	巡査部長任用科	6 週	49 人
	係長任用科	2 週	9 人
	主任任用科	2 週	11 人
	専科	1 週から 2 月	59 人
県警察学校	初任科	6 月、10 月	71 人
	一般職員初任科	4 週	14 人
	初任補修科	2 月、3 月	70 人
	警部補任用科	2 週	12 人
	巡査部長任用科	2 週	11 人
	部門別任用科	2 週から 1 月	44 人
	専科	3 日から 2 週	317 人

- ※ 初任科とは、新たに採用された警察官及び職員にその職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための研修です。
 - ※ 初任補修科とは、初任科及び職場での実習を修了した警察官に対し、知識・技能を総合的に発展進化させ、また、体力・気力を充実させるための研修です。
 - ※ 専科とは、警察官及び職員に特別の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるための研修です。
 - ※ 任用科とは、上位職に昇任又は昇任が予定されている警察官又は職員に、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための研修です。
- また、各部門に新たに配置された警察官に、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための研修です。

(2) 勤務成績の評定の状況

任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないとされています（法第40条）。

勤務評定は能力主義、成績主義を実現するための手段であり、各任命権者においては、こうした観点から、職員の能力や勤務実績等を総合的に評価し、その結果を配置換や昇任、昇給などの人事管理に活用することで、公務の能率的な運営を図っています。

知事部局等においては、平成19年10月から管理職（課長級以上）に仕事の成果や仕事の過程における行動・姿勢を評価する新たな人事評価制度を導入しており、平成22年4月からは一般職員（課長補佐級以下）にも導入しています。

警察本部においては、人事、昇給、教養等の公正な基礎資料および人材育成の指針とするため、職務に関する資質、能力および実績を総合的に評価する人事評価制度を実施しています。

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています（法第42条）。

平成22年度の福利厚生状況は次の表のとおりです。

区分	主な内容	事業費（単位：千円）		
		知事部局等	教育委員会	警察本部
厚生事業	人間ドック事業 生活習慣病検診 その他の健康づくり推進事業等	52,511	89,158	32,425
補助事業	職員互助会等の補助 (健康増進事業等)	0	0	0
計		52,511	89,158	32,425

(2) 共済制度状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しています。なお、制度実施のため必要な財源は、職員の掛金と地方公共団体の負担金によってまかなわれています。

平成22年度の共済制度状況は、次の表のとおりです。

区分	主な内容	給付額（単位：千円）		
		地方職員 共済組合	公立学校 共済組合	警察 共済組合
保健給付	医療給付、出産費、埋葬料等	949,394	1,646,287	515,591
休業給付	傷病手当金、育児休業手当金等	180,782	387,943	28,659
災害給付	弔慰金、災害見舞金等	0	1,792	0
附加給付	医療給付附加金、傷病手当金附加金	38,693	52,923	22,973
厚生事業	健康管理、健康増進事業等	76,330	174,178	28,204
計		1,245,199	2,263,123	595,427

※ 地方職員共済組合は、都道府県の職員が加入しています。

※ 公立学校共済組合は、公立学校の職員ならびに都道府県教育委員会およびその所管に属する教育機関の職員が加入しています。

※ 警察共済組合は、都道府県の警察職員が加入しています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害または通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金という法人が、その災害によって生じた損害を補償する制度です。

平成22年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況（金額単位：千円）					
		知事部局等		教育委員会		警察本部	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務または通勤による負傷や疾病の療養に必要な費用を支給する。	8	2,052	33	13,633	36	16,785
傷病補償年金	療養開始後1年6ヶ月を経過しても治ゆせず、その障害の程度が一定の等級に該当する場合に支給する。	—	—	1	4,155	—	—
障害補償	療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給する。	1	4,996	5	11,591	3	5,764
介護補償	傷病補償年金または障害補償年金の受給者で、一定の障害を有し、常時または随時介護を受けている場合に支給する。	—	—	1	891	—	—
遺族補償	公務または通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給する。	7	16,267	8	16,850	2	4,700
葬祭補償	公務または通勤により死亡した場合に遺族等に対し一定の葬祭費を支給する。	—	—	—	—	—	—
福祉事業	被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業および公務災害防止のために必要な事業を行う。	8	4,379	16	7,049	6	4,101
計		24	27,694	64	54,169	47	31,350

人事委員会から報告された業務の状況

1 職員の競争試験および選考の状況

(1) 競争試験の状況

平成22年度の競争試験の実施状況は次のとおりです。

①試験日程等

試験の種類	公告日	申込受付期間	試験日		試験場	名簿確定日	最終合格者発表日
			第1次試験	第2次試験			
I種	22.4.30	22.5.19 ～6.2	22.6.27	22.7.20 ～7.25	第1次試験 福井県立大学 中央大学 第2次試験 青少年センター	22.8.11	22.8.13
II種	22.6.25	22.8.13 ～8.27	22.9.26	22.10.26 ～10.27	第1次試験 福井県立大学 若狭図書学習 センター 第2次試験 青少年センター	22.11.10	22.11.12
市町立小・ 中学校事務	22.6.25	22.8.13 ～8.27	22.9.26	22.10.26 ～10.27	第1次試験 福井県立大学 若狭図書学習 センター 第2次試験 青少年センター	22.11.10	22.11.12
身体障害者	22.6.25	22.8.13 ～8.27	22.9.26	22.10.26 ～10.27	第1次試験 福井県立大学 第2次試験 青少年センター	22.11.10	22.11.12
警察官 (男性A)	22.4.30	22.5.31 ～6.14	22.7.10 ～7.11	22.8.10 ～8.12	第1次試験 福井県立大学 第2次試験 青少年センター	22.8.25	22.8.27
警察官 (女性A)	22.4.30	22.5.31 ～6.14	22.7.10 ～7.11	22.8.10 ～8.12	第1次試験 福井県立大学 第2次試験 青少年センター	22.8.25	22.8.27
警察官 (男性B)	22.6.25	22.8.13 ～8.27	22.9.18 ～9.19	22.10.13 ～10.14	第1次試験 福井県立大学 若狭図書学習 センター 小浜市民体育館 第2次試験 青少年センター	22.10.27	22.10.29
警察官 (女性B)	22.6.25	22.8.13 ～8.27	22.9.18 ～9.19	22.10.13 ～10.14	第1次試験 福井県立大学 若狭図書学習 センター 小浜市民体育館 第2次試験 青少年センター	22.10.27	22.10.29

警察官 (男性/ 武道指導)	22. 6. 25	22. 8. 13 ～8. 27	22. 9. 18 ～9. 19	22. 10. 13 ～10. 14	第1次試験 福井県立大学 警察学校 第2次試験 青少年センター	22. 10. 27	22. 10. 29
少年警察 補導員	22. 6. 25	22. 8. 13 ～8. 27	22. 9. 26	22. 10. 26 ～10. 27	第1次試験 福井県立大学 若狭図書学習 センター 第2次試験 青少年センター 県営体育館	22. 11. 10	22. 11. 12
交通 巡視員	22. 6. 25	22. 8. 13 ～8. 27	22. 9. 26	22. 10. 26 ～10. 27	第1次試験 福井県立大学 若狭図書学習 センター 第2次試験 青少年センター 県営体育館	22. 11. 10	22. 11. 12

②受験資格および試験の方法

試験の種類	受験資格	試験の方法		
		第1次試験	第2次試験	その他
I種	1 昭和51年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者 2 平成元年4月2日以降に生まれた者で学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認めるものを含む。以下同じ。）を卒業した者または平成23年3月31日までに卒業見込の者 3 栄養士および薬剤師にあっては、資格取得者（取得見込者を含む。）に限る。	1 教養試験 択一式試験 2 専門試験 択一式試験	1 専門試験 記述式試験 2 口述試験 集団面接 集団討論 個別面接 3 適性検査	・受験資格等の確認
II種	1 平成元年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者	1 教養試験 択一式試験 2 事務適性試験 （事務系職種） 択一式試験 3 専門試験 （技術系職種） 択一式試験	1 作文試験 （事務系職種） 2 口述試験 集団面接 個別面接 3 適性検査	・受験資格等の確認
市町立小・中学校事務	1 昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者	1 教養試験 択一式試験 2 事務適性試験 択一式試験	1 作文試験 2 口述試験 集団面接 個別面接 3 適性検査	・受験資格等の確認
身体障害者	自力により通勤ができ、介護者なしに職務の遂行が可能で、次のすべての要件を満たすもの 1 昭和51年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者 2 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者 3 活字印刷文による出題に対応できる者（おおむね10ポイント程度）	1 教養試験 択一式試験 2 事務適性試験 択一式試験	1 作文試験 2 口述試験 個別面接 3 適性検査	・受験資格等の確認
警察官 （男性A）	1 昭和55年4月2日以降に生まれた男性 2 学校教育法による大学を卒業した者または平成23年3月31日までに卒業見込みの者	1 教養試験 択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長・体重 ・胸囲・視力 ・色覚・その他 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび	1 論文試験 2 口述試験 個別面接 3 適性検査	・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認

<p>警察官 (女性A)</p>	<p>1 昭和55年4月2日以降に生まれた女性 2 学校教育法による大学を卒業した者または平成23年3月31日までに卒業見込みの者</p>	<p>1 教養試験 択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長・体重 ・視力・色覚 ・その他 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>1 論文試験 2 口述試験 個別面接 3 適性検査</p>	<p>・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認</p>
<p>警察官 (男性B)</p>	<p>1 昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた男性 2 学校教育法による大学を卒業した者および平成23年3月31日までに卒業見込みの者を除く。</p>	<p>1 教養試験 択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長・体重 ・胸囲・視力 ・色覚・その他 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>1 作文試験 2 口述試験 個別面接 3 適性検査</p>	<p>・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認</p>
<p>警察官 (女性B)</p>	<p>1 昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた女性 2 学校教育法による大学を卒業した者および平成23年3月31日までに卒業見込みの者を除く。</p>	<p>1 教養試験 択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長・体重 ・視力・色覚 ・その他 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>1 作文試験 2 口述試験 個別面接 3 適性検査</p>	<p>・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認</p>
<p>警察官 (男性/ 武道指導)</p>	<p>1 昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた男性 2 受験申込締切日までに柔道三段以上または剣道三段以上の段位を取得している者</p>	<p>1 教養試験 択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長・体重 ・胸囲・視力 ・色覚・その他 3 実技試験 4 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>1 作文試験 2 口述試験 個別面接 3 適性検査</p>	<p>・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認</p>

少年警察 補導員	1 昭和55年4月2日から 平成3年4月1日までに生 まれた者	1 教養試験 択一式試験 2 身体的条件に ついての検査 ・身長・体重 ・胸囲・視力 ・色覚・その他	1 作文試験 2 口述試験 個別面接 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび 4 適性検査	・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認
交通 巡視員	1 昭和55年4月2日から 平成5年4月1日までに生 まれた者	1 教養試験 択一式試験 2 身体的条件に ついての検査 ・身長・体重 ・胸囲・視力 ・色覚・その他	1 作文試験 2 口述試験 個別面接 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび 4 適性検査	・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認

③申込者数、受験者数、合格者数、競争倍率

試験の種類	職種	採用予定数	申込者数	第1次試験		第2次試験 受験者数	最終 合格者数	競争 倍率
				受験者数	合格者数			
I 種試験	行政	37	456(162)	381(141)	68(21)	58(19)	37(12)	10.3
	警察事務	4	209(87)	165(72)	16(7)	12(7)	8(4)	20.6
	福祉・心理 (男性)	2	23(0)	20(0)	6(0)	6(0)	2(0)	10.0
	福祉・心理 (女性)	2	35(35)	28(28)	6(6)	6(6)	2(2)	14.0
	土木(総合)	13	58(3)	49(3)	26(2)	25(2)	13(0)	3.8
	機械・金属	3	27(1)	19(1)	8(0)	5(0)	3(0)	6.3
	建築	2	21(6)	16(5)	6(3)	6(3)	2(1)	8.0
	化学	6	51(10)	44(9)	12(2)	10(2)	6(2)	7.3
	農林業	4	41(17)	34(15)	9(4)	8(3)	4(1)	8.5
	水産	2	12(2)	10(2)	5(1)	5(1)	2(0)	5.0
	栄養士	1	19(19)	16(16)	3(3)	3(3)	1(1)	16.0
	薬剤師	6	11(4)	10(4)	9(3)	8(3)	6(2)	1.7
	情報処理	1	24(2)	20(1)	4(0)	4(0)	2(0)	10.0
鑑識(心理)	1	39(26)	34(23)	6(3)	5(3)	3(2)	11.3	
II 種試験	一般事務	2	14(5)	13(4)	4(2)	4(2)	2(1)	6.5
	土木(総合)	1	5(2)	5(2)	1(1)	1(1)	1(1)	5.0
	臨床検査 技師	4	14(10)	11(8)	7(6)	5(4)	4(4)	2.8
	診療放射 線技師	1	9(3)	7(2)	3(2)	3(2)	1(0)	7.0
身体 障害者	一般事務	2	11(2)	9(2)	4(0)	3(0)	1(0)	9.0
市町小・中 学校事務		12	337(209)	273(173)	24(11)	19(9)	13(8)	21.0
警察官	男性A	27	594(0)	369(0)	93(0)	79(0)	55(0)	6.7
	女性A	3	121(121)	75(75)	12(12)	8(8)	6(6)	12.5
	男性B	12	221(0)	133(0)	40(0)	35(0)	26(0)	5.1
	女性B	3	58(58)	42(42)	8(8)	8(8)	6(6)	7.0
	男性/ 武道指導	2	6(0)	5(0)	3(0)	2(0)	2(0)	2.5
少年警察 補導員		1	29(15)	20(11)	7(5)	7(5)	3(2)	6.7
交通巡視員		3	104(30)	66(21)	13(3)	10(3)	8(3)	8.3
合計		157	2,549(829)	1,874(660)	403(105)	345(94)	219(58)	8.6

※ () 内は女性

(2) 選考の状況

平成22年度の選考採用の実施状況は次のとおりです。

①職員の任用に関する規則第22条第1号および第2号に規定するもの

(資格・免許を必要とする職、職務遂行能力についての順位の判定が困難な職など)

職種	任命権者別合格者数			計
	知事	教育委員会	警察本部長	
原子力	1人			1人
医師	26人			26人
獣医師	1人			1人
保育士	3人(1人)			3人(1人)
理学療法士	2人			2人
作業療法士	4人			4人
言語聴覚士	1人(1人)			1人(1人)
保健師	(3人)			(3人)
看護師	30人(13人)			30人(13人)
助産師	2人			2人
デザイン	1人			1人
学芸員		1人		1人
文化財調査員		1人		1人

※ ()内は、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された者をもって充てようとする職

②職員の任用に関する規則22条第4号、第5号および第7号に規定するもの

(教育公務員をもって充てようとする職、他の地方公共団体や国の職を持って充てようとする職など)

知事	任命権者別合格者数		計
	教育委員会	警察本部長	
11人	41人	19人	71人

②職員の任用に関する規則22条第8号に規定するもの

(地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された者をもって充てようとする職)

知事	任命権者別合格者数		計
	教育委員会	警察本部長	
42人	3人	9人	54人

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況

平成22年10月4日、地方公務員法第8条、第14条および第26条の規定に基づき、福井県人事委員会委員長より、福井県議会議長および福井県知事に対して、次のような内容の報告および勧告を行いました。(報告および勧告全文については福井県人事委員会事務局ホームページ【<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/jinjiinkaikankokutop.html>】に掲載してあります。)

(1) 報告

① 公民の給与較差に基づく給与の改定

・公民給与の比較

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
376,266 円	377,012 円	△746 円 (△0.20%)

・改定の内容

1) 月例給

ア 給料

平均0.1%の引下げ改定(中高年齢層について引下げ)

イ 50歳台後半層の職員の給与の抑制措置

55歳を超える職員(行政職給料表6級およびこれに相当する職務の級以上の職員(管理職))について、給料および管理職手当の支給額を0.9%減額(医療職(一)等除く。)

2) 期末・勤勉手当(ボーナス)

民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.15月分→3.95月分

3) 改定の実施時期等

この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施。なお、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間で解消するため、所要の調整措置を講じる。

② 給与構造の改革

- ・平成23年4月にかけて経過措置が解消されることに伴って生ずる制度改正原資を用いて、同年4月に若年・中堅層(43歳未満の職員)に、これまで抑制してきた昇給を1号給回復
- ・現在実施している人事評価制度が、公正性や透明性を確保されるとともに、職員の理解と納得を得ながら、勤務実績の給与への適正な反映に努めていくことが必要

③ 超過勤務手当

民間企業の実態を踏まえ、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日またはこれに相当する日の勤務の時間を含めることとし、平成23年度から実施

④ 教員給与制度等

教員給与制度のあり方については、現在、文部科学省等において見直しが行われており、本県においても、他の都道府県の取組等を踏まえ、引き続き適切に対応することが必要

⑤ 給与以外の勤務条件

1) 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮を実現するためには、任命権者における超過勤務の縮減や適正な人員配置の取組、職員自身のタイムマネジメント意識・コスト意識の徹底、職場管理者における職員の業務の進捗状況等の的確な把握などが必要

2)能力・実績に基づく人事管理

地方公務員法の改正の動向を注視するとともに、本県の人事評価制度を適切に運用し、能力・実績に基づいた人事管理を推進していくことが必要

3)職業生活と家庭生活の両立支援

- ・男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図ることができるような勤務環境を整備することは、職員の福祉を増進し、公務能率を向上させることにもつながるものであり、ますます重要
- ・任命権者が策定した第2期特定事業主行動計画における数値目標の着実な達成や、より一層の両立支援の取組を推進することを要望

4)職員の健康管理

- ・職員の心身両面における健康づくりは、職員が高い意欲を持って能力を十分に発揮し、県民に対して質の高い行政サービスを効率的かつ的確に提供するという観点からも重要
- ・メンタルヘルスでは、予防や早期発見・早期対応が極めて重要で、職員自身がセルフケアに努め、職場管理者は日ごろの職員とのコミュニケーションによる日常的な行動や健康状態の適切な把握、相談への適切な対応等に努めることが必要

5)公務員倫理の確保

職員一人ひとりが、法令遵守を徹底し、高い倫理観の保持に努めるとともに、公務の執行者たる責務を常に意識し、県民の信頼と期待に応えるという強い使命感を持って、全力で職務に精励していくことが必要

6)公務員の高齢期の雇用について

人事院報告で国家公務員の定年延長が言及され、年内に意見の申出が行われることから、関係法令や諸制度の改正等の動向を注視し、適切に対応することが必要

7)公務員の労働基本権問題

地方公務員の労働基本権のあり方について、国家公務員の労使関係制度との整合性をもって検討するとされていることから、国の動向を注視し、適切に対応することが必要

8)多様な人材の確保

- ・複雑・高度化する行政課題に迅速かつ適正に対応できる人材の確保が求められることから、法科大学院などの設置やその後の定着状況、理系大学院修了者の就業状況等を踏まえつつ、引き続き、優秀かつ多様な人材確保を行うことが必要
- ・職員の資質・能力を伸ばすため、今後も、計画的な人事ローテーションや人事評価システムを活用した人材育成・研修制度の充実に取り組むことが必要

(2) 勧告

[1] 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

① 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

【http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/22kankoku_d/fil/004.pdf】

② 55歳を超える職員の給料月額減額支給等について

ア 当分の間、55歳を超える職員（次の表【http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/22kankoku_d/fil/003.pdf】の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下であるもの、医療職給料表(一)の適用を受ける職員、再任用職員、第1号任期付研究員、第2号任期付研究員、特定任期付職員および人事委員会規則で定める職員を除く。）に対する給料月額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の

給料月額から、当該給料月額に100分の0.9を乗じて得た額に相当する額（その額を当該給料月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該給料月額を当該職員の給料月額から減じた額）を減すること。

イ アの適用を受ける職員に対する地域手当の支給に当たっては、その者の地域手当の月額から、アにより減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減すること。

ウ アの適用を受ける職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出ならびに当該職員に対する期末手当、勤勉手当および休職者の給与の支給に当たっては、アおよびイに準すること。

③ 平成23年4月1日における号給の調整について

平成23年4月1日において43歳に満たない職員（職務の級における最高の号給を受ける職員、第1号任期付研究員、第2号任期付研究員および特定任期付職員を除く。）のうち、平成22年1月1日に昇給した職員その他これに準ずる職員として人事委員会規則で定めるものの平成23年4月1日における号給を1号給上位の号給とすること。

④ 期末手当および勤勉手当

ア 平成22年12月期以降の支給割合

（ア）特定幹部職員以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.35月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.65月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.3月分とすること。

（イ）特定幹部職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.15月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.85月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.7月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分とすること。

イ 平成23年6月期以降の支給割合

（ア）特定幹部職員以外の職員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分および1.375月分とし、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とすること。再任用職員については、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.325月分とすること。

（イ）特定幹部職員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分および1.175月分とし、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.875月分とすること。再任用職員については、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.425月分とすること。

[2] 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

① 給料表

現行の第1号任期付研究員に適用される給料表を別記第2のとおり改定すること。

【http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/22kankoku_d/fil/004.pdf】

② 期末手当について

ア 平成22年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.5 月分とすること。

イ 平成23年6月期以降の支給割合

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分および1.55月分とすること。

[3] 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

① 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

【http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/22kankoku_d/fil/004.pdf】

② 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成22年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

イ 平成23年6月期以降の支給割合

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分および1.55月分とすること。

[4] 福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年福井県条例第5号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の給料月額が、同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にとっては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（[1]の（2）の適用を受ける職員にとっては、当該額から、当該額に[1]の（2）のAに定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を給料として支給すること。

（1）平成21年12月1日において現行の福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年福井県条例第5号。[6]の（2）のAの（ア）において「平成18年改正条例」という。）附則第7項に掲げる職員であった者（（2）において「平成21年度減額改定対象職員」という。） 100分の99.56

（2）平成21年度減額改定対象職員以外の職員（医療職給料表（一）および第2号任期付研究員を除く。） 100分の99.83

[5] 福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の改正

[1]の（2）のAの適用を受ける職員に対するへき地学校等に勤務する職員の手当（これに準ずる手当を含む。）（[6]の（2）のAの（ア）において「へき地手当等」という。）の支給に当たっては、その者のへき地手当等の月額から、[1]の（2）のAにより減ずる額に相当する額にへき地手当等の支給割合を乗じて得た額を減ずること。

[6] 改定の実施時期等

（1）改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、[1]の（3）および（4）のイ、[2]の（2）のイならびに[3]の（2）のイについては、平成23年4月1日から実施すること。

(2) 平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置

ア 平成22年12月に支給する期末手当の額は、当該期末手当の[1]の(4)のア、[2]の(2)のアまたは[3]の(2)のアによる改定後の額（以下「基準額」という。）から、(ア)および(イ)に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とすること。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととすること。

(ア) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの期間において職員以外の者または職員であって適用される給料表ならびにその職務の級および号給がそれぞれ次の表【http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/22kankoku_d/fil/003.pdf】の給料表欄、職務の級欄および号給欄に掲げるものであるもの（当該期間に[1]の(2)を適用したとするならば給料月額の変額を受けることとなる職員および平成18年改正条例附則第7項の規定による給料を支給される職員を除く。）、医療職給料表(一)の適用を受ける職員もしくは第2号任期付研究員からこれらの職員以外の職員（以下「調整対象職員」という。）となった者（同年4月1日に調整対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、その調整対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において調整対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当等および教職調整額の月額の合計額に100分の0.27を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(イ) 平成22年6月1日において調整対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.27を乗じて得た額

イ 平成22年4月1日から同年12月1日までの間において給料表の適用を受けない県職員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。

(3) その他所要の措置

(2) に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、職員の労働基本権を制限した代償措置として、職員としての地位に基づく経済的権利を確保するために設けられたもので、職員が給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、苦情、不満のある場合、人事委員会に対して地方公共団体の当局により、適当な措置が取られることを要求する権利を認めようとするものです。

(1) 措置要求の状況

平成22年度の処理状況は下表のとおりです。

平成22年度 要処理件数	平成21年度末 未処理件数	平成22年度 新規件数	平成22年度 処理件数	平成22年度末 未処理件数
0	0	0	0	0

① 継続事案

事案名	要求者	要求 年月日	要求の内容	処理 年月日	処理内容	備考
—	—	—	—	—	—	—

② 新規事案

事案名	要求者	要求 年月日	要求の内容	処理 年月日	処理内容	備考
—	—	—	—	—	—	—

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

この制度は、任命権者によって不利益処分を受けたと思う職員から適法な不服申し立てがあったとき人事委員会はそれを受理し、必要な調査、審査を行い、その結果に基づいて、当該処分が妥当であるとするときはそれを承認し、違法不当であればこれを修正または取消し、さらに必要があれば給与の回復等必要な是正措置を指示することにより職員の利益を保護し、人事行政の適正化を図るものです。

(1) 不服申立ての状況

平成22年度の処理状況は下表のとおりです。

平成22年度 要処理件数	平成21年度末 未処理件数	平成22年度 新規件数	平成22年度 処理件数	平成22年度末 未処理件数
0	0	0	0	0

① 継続事案

事案名	要求者	要求 年月日	要求の内容	処理 年月日	処理内容	備考
—	—	—	—	—	—	—

② 新規事案

事案名	要求者	要求 年月日	要求の内容	処理 年月日	処理内容	備考
—	—	—	—	—	—	—